

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 3 日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション
柔道整復施術所 様

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県福祉医療費助成事業・精神障害者精神科通院医療費助成事業に
かかる資格内容の確認について（お願い）

平素は、福祉医療費等の請求事務に関しまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業にかかる受給券（助成券）については各福祉実施主体者（市町）で発行されていますが、保険医療機関等から請求されるレセプト等には、明らかな有効期限切れ（資格喪失後）での受給券による受診（受療）分が含まれていることがあり、過誤調整（返戻）の対象となっています。

つきましては、受給券の記載情報を十分にご確認いただき、レセプト等を正しい資格内容でご請求いただきますようご協力の程よろしく願いいたします。

【 担 当 】

請求支払課業務係

TEL：077-526-5371（直通）